

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の新設等（地方課）
字の区域の変更（〃）
土地改良法による換地処分（農村整備課）
土地区画整理法による換地処分（都市計画課）

告 示

鳥取県告示第七百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百条第四項後段の規定による旗ヶ崎第三土地区画整

理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年八月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

町	新に画する字の名称	字
旗ヶ崎	中央	<p>同上の区域（昭和六十二年十月一日現在の地番による。）</p> <p>旗ヶ崎字柿ノ木谷道下タの全域 旗ヶ崎字柿ノ木谷灘一三三、一三三の二、一三三の三、一三四、一三六の一、一三七の五から一三七の七まで、一三八の一、一三八の三、一三九の三及びこれらと一体をなす国有地 旗ヶ崎字四軒屋灘一七三の一の一部、一七四の一、一七五の一の一部、一七六の一から一七六の四まで、一七六の八から一七六の一〇まで、一七七の二、一七八の一、一七九の一、一七九の三、一七九の四、一八〇の一、一八〇の二、一八一、一八一の一、一八一の六、一八一の七、一八二の一、一八三及びこれらと一体をなす国有地 旗ヶ崎字四軒茶屋一八四の一、一八四の二、一八五、一八六、一八七の一、一八七の二、一八九、一九一、一九三、一九五の一、一九五の二、一九九、二〇三の一、二〇三の二、二〇四、二〇五、二〇六の一、二〇九、二一〇から二一六まで、二一九の四、二一九の五の一部、二一九の七、二一九の二〇及びこれらと一体をなす国有地 旗ヶ崎字荒神屋敷下タ四〇八、四〇九の一、四〇九の四、四〇九の六の一部、四〇九の七から四〇九の九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四〇九の五、四一三</p>

	区域を変更する 字の名称	<p>の一、四一三の八、四一四の二、四一四の四、四一五の三、四一五の五と一体をなす国有地</p> <p>旗ヶ崎字拾壹牧谷四一六の一、四一六の二、四一六の四、四一六の五、四一七の一、四一七の二、四一七の五、四一七の六、四一八の一、四一八の二、四一八の五、四一八の六、四一八の八から四一八の一〇まで、四一九、四二〇、四二一の一、四二二の二、四二二の四から四二二の七まで、四二二の一、四二二の二、四二二の四、四二二の一一から四二二の一三まで、四二三の二、四二四、四二五の一、四二五の二、四二六の一、四二六の二、四二六の四、四二六の六、四二七の一、四二七の二、四二七の四から四二七の七まで、四二八の一、四二八の二、四二八の四から四二八の七まで、四二九の一、四二九の二、四二九の四から四二九の九まで</p> <p>旗ヶ崎字柿ノ木谷四三〇の一、四三〇の二、四三〇の四、四三〇の五、四三〇の七から四三〇の一一まで、四三一の一、四三二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
旗ヶ崎	柿ノ木谷 灘	<p>同上の区域（昭和六十二年十月一日現在の地番による。）</p> <p>旗ヶ崎字柿ノ木谷灘のうち一三三、一三三の二、一三三の三、一三四、一三六の一、一三七の五から一三七の七まで、一三八の一、一三八の三、一三九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
四軒屋灘		<p>旗ヶ崎字四軒屋灘のうち一七三の一の一部、一七四の一、一七五の一の一部、一七六の一から一七六の四まで、一七六の八から一七六の一〇まで、一七七の二、一七八の一、一七九の一、一七九の三、一七九の四、一八〇の一、一八〇の二、一八一、一八一の一、一八一の六、一八一の七、</p>

四軒茶屋	<p>一八二の一、一八三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>旗ヶ崎字四軒茶屋のうち一八四の一、一八四の二、一八五、一八六、一八七の一、一八七の二、一八九、一九一、一九三、一九五の一、一九五の二、一九九、二〇三の一、二〇三の二、二〇四、二〇五、二〇六の一、二〇九、二一〇から二一六まで、二一九の四、二一九の五の一部、二一九の七、二一九の二〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
荒神屋敷 下タ	<p>旗ヶ崎字荒神屋敷下タのうち四〇八、四〇九の一、四〇九の四、四〇九の六の一部、四〇九の七から四〇九の九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四〇九の五、四一三の一、四一三の八、四一四の二、四一四の四、四一五の三、四一五の五と一体をなす国有地以外の区域</p>
拾壹牧谷	<p>旗ヶ崎字拾壹牧谷のうち四一六の一、四一六の二、四一六の四、四一六の五、四一七の一、四一七の二、四一七の五、四一七の六、四一八の一、四一八の二、四一八の五、四一八の六、四一八の八から四一八の一〇まで、四一九、四二〇、四二一の一、四二二の二、四二二の四から四二二の七まで、四二二の一、四二二の二、四二二の四、四二二の一一から四二二の一三まで、四二三の二、四二四、四二五の一、四二五の二、四二六の一、四二六の二、四二六の四、四二六の六、四二七の一、四二七の二、四二七の四から四二七の七まで、四二八の一、四二八の二、四二八の四から四二八の七まで、四二九の一、四二九の二、四二九の四から四二九の九まで以外の区域</p>
柿ノ木谷	<p>旗ヶ崎字柿ノ木谷のうち四三〇の一、四三〇の二、四三〇の四、四三〇の五、四三〇の七から四三〇の一一まで、四</p>

三一の一、四三二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称

旗ヶ崎字柿ノ木谷道下タ

鳥取県告示第七百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による志津谷平地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年八月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和六十二年十一月五日現在の地番による。）

志津字大町

志津字大町のうち一八の一部、一九、一九の一、二〇の一の一部、二〇の二、二一の一部、二二、二二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
志津字谷平ノ上八四六の三、八四七の一三、八五〇の四

志津字山田

志津字大町一八の一部、一九、一九の一、二〇の一の一部、二〇の二、二一の一部、二二、二二の一及びこれらと一体をなす国有地
志津字山田のうち二九の一部、三〇の一部、三〇の一の一部、三一の一部、三一の一、三二の二、三二の四、三二の五の一部、三三、三三の一、三三二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
志津字尾尻八二五の四
志津字谷平ノ上八五四の二

志津字谷平ラ

志津字山田二九の一部、三〇の一部、三〇の一の一部、三一の一部、三一の一、三二の二、三二の四、三二の五の一部、三三、三三の一、三三二及びこれらと一体をなす国有地
志津字谷平ラのうち四八の一部、四八内方一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

志津字伊賀松

志津字谷平ラ四八の一部、四八内方一の一部及びこれらと一体をなす国有地
志津字伊賀松のうち五二の一部、五二の二の一部、五二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
志津字山内七六九の三
志津字梅ノ木七八〇の二、七八〇の三、七八二の二、七八三の二
志津字伊賀松ノ上八七六の一、八七七の二から八七七の四まで

志津字山内	志津字山内のうち七六九の三以外の区域
志津字梅ノ木	志津字梅ノ木のうち七八〇の二、七八〇の三、七八二の二、七八三の二以外の区域
志津字宮ノ前	志津字宮ノ前のうち八〇二の一、八〇二の二、八〇二内方二、八〇二の五、八〇二の一から八〇二の一六まで、八〇三の二から八〇三の四まで以外の区域
志津字尾尻	志津字尾尻のうち八二五の四以外の区域
志津字谷平ノ上	志津字谷平ノ上のうち八四六の三、八四七の一三、八五〇の四、八五四の二、八六一の二、八六一の三、八六五の一、八六五の二、八六六の三から八六六の五まで、八六七の六以外の区域
志津字伊賀松ノ上	志津字伊賀松ノ上のうち八七六の一、八七七の二から八七七の四まで以外の区域

鳥取県告示第七百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業に係る志津谷平地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年八月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

鳥取県告示第七百三十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定に基づき、米子市旗ヶ崎第三土地区画整理組合から米子市旗ヶ崎第三土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十三年八月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝